

時期	内 容	時期	内 容
3月	<p>新たな「水産基本計画」の決定について (R4.3) 水産基本計画は、水産基本法（平成13年法律第89号）の基本理念である、水産物の安定供給の確保及び水産物の健全な発展に向け、同法第11条の規定に基づき、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために政府が策定するものであり、おおむね5年ごとに変更することとされている。 新たな基本計画では、今後10年程度を見通し、海洋環境やとりまく社会・経済の変化など水産物をめぐる状況等を考慮し、持続性のある水産物の成長産業化と漁村の活性化の実現に向けて、次の3本の柱を中心に水産に関する施策を展開。 (1) 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施 (2) 増大するリスクも踏まえた水産物の成長産業化の実現 (3) 地域を支える漁村の活性化の推進 今回の計画では、民間事業者との連携で漁村への流入人口の増加を後押しするほか、漁業の成長産業化のため、需要に応じた養殖業の推進や輸出拡大への取り組み支援も盛り込まれた。また、令和14年度に食用魚介類の自給率を94%とする目標が設定された(令和2年度57%)。 【ビジョンの推進方策】豊かで美しい海の再生と水産資源の適正管理、漁業の担い手確保と経営力の強化</p>	8月	<p>J-クレジット制度における森林管理プロジェクトに係る制度の見直し (R4.8) 国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」という。）は、環境省、経済産業省及び農林水産省により運営。 カーボンニュートラルの実現に向けて重要性が高まっている森林クレジットの創出拡大に向けて、森林管理プロジェクトに係る制度を見直し。主な改正内容は以下の通り。 (1) 認証対象期間は原則8年間だが、最大16年間に延長することが可能となった。 (2) 認証対象期間中の収支見込が赤字であることを証明する必要があったが、主伐後に再造林を計画する場合や、保育・間伐等施業のみ計画する場合は、林業経営の長期的な経費を踏まえ、証明が不要となった。 (3) 吸収量の算定に当たって主伐は「排出」として計上されていたが、主伐後の伐採跡地に再造林すれば、排出量から控除する制度を導入。 (4) 伐採に由来する木材の炭素固定量は評価対象外となっていたが、プロジェクト実施地で生産した原木の出荷量をもとに、伐採木材が永続的とみなされる期間（90年以上）利用される分の炭素固定量を推計し、プロジェクト全体の森林吸収量の一部として算定対象に追加することが可能となった。 (5) 森林施業が実施された森林（＝育成林）のみが吸収量の算定対象となっていたが、プロジェクト区域（森林経営計画作成区域）内の保安林等に指定された天然生林であって、森林の保護に係る活動（森林病害虫の駆除・予防、鳥獣害の防止、火災予防等）が実施された区域を算定対象に追加することが可能となった。 【ビジョンの推進方策】森林資源の循環利用と林業経営の効率化、森林の適正管理の徹底による公益的機能の維持・向上</p>
4月	<p>新しい農村政策／長期的な土地利用の在り方に関する検討会とりまとめ (R4.4) 「食料・農業・農村基本計画」(R2.3閣議決定)の下で、施策を具体化するにあたり、「新しい農村政策の在り方に関する検討会」及び「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」を設置。 本格的な人口減少社会の到来等により、農業の担い手も減少していくことが想定され、農地集積、新規就農、スマート農業の普及等の政策努力を払ってもなお耕作困難な農地が発生することが懸念されることから、地域の将来像についての地域での話し合いを促しつつ、放牧・飼料生産等の少子高齢化・人口減少にも対応した多様な土地利用方策とそれを実施する仕組みについて検討され具体的な施策の方向性がとりまとめられた。 各項目における主な内容は、次のとおり。 (1) しごとづくりの施策（農村資源をフル活用した「農山漁村発イノベーション」を推進） (2) 暮らしの施策（農村地域づくり事業体（農村RMO）の育成） (3) 活力づくりの施策（地域づくり人材の育成、広域的なサポート体制の構築） (4) 土地利用の施策（地域ぐるみの話し合いを通じた持続可能な土地利用の推進） 【ビジョンの推進方策】次代を担う経営力の高い担い手の育成、地域の多様な人材が支え合う持続可能な地域協働体制の確立等</p>	9月	<p>新たな「バイオマス活用推進基本計画」の決定 (R4.9) 「バイオマス活用推進基本計画」（以下「基本計画」という。）は、バイオマス活用推進基本法（平成21年法律第52号）第20条の規定に基づき、バイオマスの活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために政府が策定するもので、少なくとも5年ごとに検討を加え、必要に応じこれを変更することとされている。 下水汚泥などを含めた総合的なバイオマスの利用の推進や、バイオプラスチックなどの新たな技術開発によるバイオマス産業の創出などにより、農山漁村の活性化や地球温暖化の防止などに貢献していくことに重点を置いており、新たに、農山漁村だけでなく都市部も含めた地域主体のバイオマスの総合的な利用の推進、製品・エネルギー産業の市場のうち、一定のシェア（1%→2%）を国産バイオマス産業による獲得を目指すとしている。 【ビジョンの推進方策】バイオマスの活用を通じた地域活性化の推進</p>
5月	<p>人・農地プランの法定化 (R4.5) 高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化するため、(1) 人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、(2) それを実現すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めるため、農業経営基盤強化促進法（以下：基盤法）等の改正法が令和4年5月に成立。 【地域計画の策定】 (1) 市町村は、農業者、農業委員会、農地バンク、農協、土地改良区等による協議の場を設け、将来の農業や農地利用の姿について話し合い実施（基盤法第18条） (2) これを踏まえて、市町村は、地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標（目標とする農地利用の姿を示した地図を含む）等を定めた「地域計画」を策定・公告 (3) その際、農業委員会は、農地バンク等と協力して目標とする地図の素案を作成（基盤法第19条及び第20条） ※ 地域計画は、施行期日から2年を経過する日までの間に策定（附則第4条） 【ビジョンの推進方策】農地利用の最適化と効率的な生産基盤の確立</p>	10月	<p>所信表明演説 (R4.10) 第210回国会が召集され、岸田首相が、衆参両院の本会議で所信表明演説を行い、物価高対策や賃上げに全力を挙げる考え等を表明。農林水産分野に関係する主な内容は、以下の通り。 (1) エネルギー安定供給の確保、再エネ・省エネの推進、農産物の国内生産を通じた食料安全保障の確保など、エネルギー・食料品について、危機に強い経済構造への転換。 (2) インバウンド観光を復活させ、訪日外国人旅行消費額の年間5兆円超の達成。全国旅行支援やイベント支援も再開し、コロナ禍からの需要回復、地域活性化。</p>